

県史編さんの記録

《令和四年度》

- 4・18 オーラルヒストリー(國松善次氏)
 5・31 第一回県史のあり方検討懇話会
 7・6 第二回県史のあり方検討懇話会
 9・1 第三回県史のあり方検討懇話会
 12・5 滋賀県史編さん大綱(原案)に対する意見・情報を募集(1・11)
 3・1 滋賀県史編さん大綱を制定

《令和五年度》

- 4・1 編さん会議・編集会議を設置
 5・10 寄贈文書(滋賀県職員寄贈文書)を受入れ
 5・14 第一回編集会議
 5・30 政治・行政(戦前)部会
 6・14 ミニ展示「警察文書からたどる大津事件」(8・4)
 7・2 産業・経済部会
 7・23 第二回編集会議
 8・7 ミニ展示「東久邇宮御成に見る戦時下の滋賀県」(9・27)
 8・10 政治・行政(戦前)部会
 8・23 寄贈文書(滋賀県職員寄贈文書)を受入れ
 8・24 環境・琵琶湖部会
 8・31 オーラルヒストリー(國松善次氏)
 9・13 環境・琵琶湖部会
 9・20 教育・文化・民俗部会

- 9・28 ミニ展示「滋賀県政百年記念事業」(12・1)、教育・文化・民俗部会
 9・30 『滋賀のアーカイブズ』第一四号(第一回県史編さんだよ)刊行
 10・1 第三回編集会議
 10・17 寄贈文書『行啓』を受入れ
 10・19 政治・行政(戦前)部会
 11・6 オーラルヒストリー(國松善次氏)
 11・14 編さん会議
 11・19 第四回編集会議
 12・4 ミニ展示「滋賀県における社会事業団体―第一次世界大戦以後―」(2・2)
 12・16 産業・経済部会
 1・8 産業・経済部会
 1・22 オーラルヒストリー(國松善次氏)、県史編さん企画展「新聞記事からみた明治の湖国」(5・23)
 2・5 ミニ展示「三井寺と滋賀の近代」(3・29)
 2・13 第五回編集会議(資料編仮目次を決定)
 2・28 県立図書館出張展示(4・26)
 3・11 環境・琵琶湖部会
 3・12 オーラルヒストリー(國松善次氏)
 3・21 環境・琵琶湖部会
 3・31 『滋賀のアーカイブズ』第一五号刊行

《令和六年度》

4・1	ミニ展示「昭和三年の滋賀県食用蛙試食デー」(〜6・28)	9・30	『滋賀のアーカイブズ』第一六号刊行
4・4	県広報課文書(ネガフィルム)、寄贈文書(屯田兵関係書籍)を受入れ	10・1	寄稿「鉄道と汽船を結んだ長浜」(『湖国と文化』一八九号)
4・12	データベース公開「県幹部職員一覧」	10・4	社会・福祉部会
4・27	県立図書館出張展示(〜5・31)	10・6	教育・文化・民俗部会
5・3	教育・文化・民俗部会	10・8	寄贈文書(和歌短冊)を受入れ
5・8	県史の学校教育活用ワーキンググループ	10・9	松井家文書(米原市)整理協力(〜10・10)
5・10	寄贈文書(今井紘一関係文書)を受入れ	10・18	滋賀県高等学校等教育研究会で出張講座
5・28	編さん会議	11・12	県史講演会「滋賀県における近代経済の発展―近江商人の遺産―」(坂根嘉弘氏)
6・4	政治・行政(戦前)部会	11・19	産業・経済部会
6・4	オーラルヒストリー(國松善次氏)	12・8	第三回編集会議
6・14	第一回編集会議	12・13	社会・福祉部会
6・23	県内歴史公文書等担当者会議(資料目録提供依頼)	12・17	教育・文化・民俗部会
6・28	ミニ展示「鉄道・汽船と長浜―明治一〇年代―」(〜9・27)	12・21	浅井郡歴史民俗資料館で出張講座
7・1	寄稿「ウシガエルを食べた日」(『湖国と文化』一八八号)	12・22	第四回編集会議
7・3	滋賀県史研究会	1・8	県立図書館出張展示(〜2・25)
7・13	大阪歴史科学協議会例会(公文書館見学会)	1・27	県史編さん企画展「大正時代の出發と湖国の発展―新聞でたどる文化・社会―」(〜4・24)
7・23	寄贈文書(中川家関係文書)を受入れ	2・16	第五回編集会議
7・26	社会・福祉部会	2・27	政治・行政(戦前)部会、産業・経済部会
7・30	データベース公開「京都新聞記事目録(二八八―一九〇一年)」	3・7	松井家文書(米原市)整理協力
8・9	教育・文化・民俗部会	3・14	環境・琵琶湖部会
9・2	環境・琵琶湖部会	3・28	環境・琵琶湖部会
9・9	産業・経済部会	3・31	『滋賀県史研究』創刊、『滋賀のアーカイブズ』第一七号刊行
9・22	第二回編集会議		

『滋賀県史研究』の編集等に関する要綱

1 目的

この要綱は、滋賀県立公文書館（以下「公文書館」という。）が刊行する『滋賀県史研究』の編集等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 『滋賀県史研究』刊行の目的

『滋賀県史研究』は、滋賀県の近現代史に関する研究成果を公表し、県史の水準の向上と、地域史研究の進展に資することを目的とする。

3 編集会議

『滋賀県史研究』の企画や査読等、編集に関わる重要な任務を行うため、公文書館長のもとに滋賀県史研究編集会議（以下「編集会議」という。）を置く。編集会議の構成は、以下の通りとする。

(1) 編集会議の編集委員長は、滋賀県史編集委員長をもつて充てる。

(2) 編集会議の委員は、滋賀県史編さん編集会議設置要綱に定める副編集委員長および委員で構成する。

4 掲載する論文の種類

『滋賀県史研究』が掲載するのは、令和五年三月策定の「滋賀県史編さん大綱」第四に記載の県史の対象に関する論考で、論文のほか、研究ノート、資料紹介、研究展望・時評、書評・報告等（以下「論文等」という。）を含むものとする。

5 論文等を発表できる者

『滋賀県史研究』に論文等を発表できる者は、以下の通りとする。

(1) 論文等を投稿し、編集会議が審査のうえ掲載を認められた者。

なお、投稿に関する規定は、別に定める。

(2) 編集会議が執筆を依頼した者

6 庶務

『滋賀県史研究』の編集等に関する庶務は、公文書館職員が担当する。

『滋賀県史研究』執筆要領

1 原稿の判型はA四判、縦書きとし、完全原稿（電子媒体）を提出する。

2 原稿には申し込み用紙（書式は任意）を付し、次の事項を明記する。

(1) 投稿者の氏名（和文および英文）

(2) 投稿者の所属

(3) 投稿者の住所および連絡方法（電話および電子メールアドレス）

(4) 投稿原稿の種類（論文、研究ノート、資料紹介、研究展望・時評、書評・報告等）

(5) 原稿の題名（和文および英文）

3 本文の文体は簡潔で分かりやすい口語体を用いる。句読点は「、」「。」を使用する。漢字は原則として常用漢字を使用し、新仮名遣いとする。ただし、地名・人名・史料用語などはその限りではない。

4 本文中の書名、誌名は二重かぎ括弧〔 〕、雑誌論文名、記事名はかぎ括弧（ ）でつつむ。欧文書名および誌名はイタリック

体とする。

5 註は本文中の当該箇所末尾に(1)、(2)のように示し、文末にまとめて掲載する。記入例は以下の通りとする。

(1) 日本語文献

(本) 滋賀県立公文書館編『歴史公文書が語る湖国』(サインライズ出版、二〇二一年)、四〇〜四一頁。

(論文)

大月英雄「明治初期の備荒貯蓄と民間社会…滋賀県の事例を中心に」『ヒストリア』第二二六号、二〇一八年、五三〜五四頁。

(2) 外国語文献

(本) Jenkinson, Hilary, *A Manual of Archive*

Administration, London, Lund

Humphries, 1965, p. 23.

(論文)

Cook, Terry, 'Evidence, memory, identity, and community: four shifting archival paradigms', *Archival Science*, vol. 13, 2013, pp. 98-99.

6 図・表・写真は別紙・別ファイルとし、種類別の通し番号およびキャプション、掲載場所を必ず記す。挿入位置は、本文中に「」で「」に図一を挿入」のよう示す。

7 画像については、そのまま印刷可能な明瞭なものとする。モノクロ、カラー共に解像度三五〇dpi以上であることが望ましい。

8 論文に使用する図・写真等は、執筆者において著作権所有者の許諾を得た上で投稿する。

『滋賀県史研究』投稿要領

滋賀県立公文書館は、以下の要領で『滋賀県史研究』に掲載する論文等の投稿を受け付けます。

1 投稿できる者の範囲

『滋賀県史研究』は、投稿者の国籍、年齢、学歴、所属を問いません。

2 投稿できる原稿の種類と分量

投稿できる原稿の種類と分量は、原則として以下の通りとします。

(1) 論文…二万四〇〇〇字以内

(2) 研究ノート…一万六〇〇〇字以内

(3) 資料紹介…一万六〇〇〇字以内

(4) 研究展望・時評…一万二〇〇〇字程度

(5) 書評・報告等…一五〇〇字以上六〇〇〇字以内

なお、図表や写真などは、いずれの種類の前稿においても字数に含めて計算し、全体の二割以内に収めてください。

3 投稿の方法

投稿は随時受け付けます。公文書館のメールアドレスに、電子媒体の原稿および次の必要事項を記した申し込み用紙(書式は任意)を送ってください。原稿の切扱は、毎年八月末日とします。

必要事項

(1) 投稿者の氏名

(2) 投稿者の所属・肩書

(3) 投稿者の住所および連絡方法(電話および電子メールアドレス)

(4) 投稿原稿の種類

(5) 原稿の題名(和文および英文)

4 投稿原稿の審査

投稿された原稿の採否は、編集会議において審査し、決定します。なお、編集会議が認めた場合は、論文内容の表現の修正、および原稿の種類の変更を依頼する場合があります。

5 著作権等について

『滋賀県史研究』に掲載された論文等の著作権は、著作者に帰属します。ただし、本誌の増刷および電子化等の二次利用については、編集会議の判断に従うものとします。

また、掲載された原稿は、滋賀県立公文書館のホームページで公開します。著作者は、このことをあらかじめ承諾するものとします。

6 校正について

著者校正は、原則として第二校(再校)までとします。

7 謝礼等について

刊行時に、抜き刷りを二〇部贈呈します。投稿された原稿には、原則として原稿料は支払いません。ただし、当館から原稿を依頼した場合は、四〇〇字あたり五〇〇円を支払うこととします。

8 照会先

『滋賀県史研究』の投稿に関して不明なことがある場合は、以下にご照会ください。

〒五二〇八五七七 滋賀県大津市京町四丁目一

滋賀県立公文書館

電話：〇七七-五二八-三二二二

メールアドレス：archives@pref.shiga.lg.jp

《編集後記》

令和六年三月から、県民の皆様を含め全国に広く投稿を募ったところ、幸い一二本の投稿がありました。これらに対し、編集会議による厳正な査読を経て、創刊号ではそのうち優れたものを掲載していただきます。実証の手続きや論旨、わかりやすい文章等、本号を参考にされて、来年度以降も奮って御投稿下さい(伊藤之雄)。

令和六年度 編集会議委員

編集委員長 伊藤 之雄(京都大学名誉教授)

委員 香川 雄一(滋賀県立大学環境科学部教授)

小林 文広(同志社大学文学部教授)

坂根 嘉弘(広島修道大学教授、広島大学名誉教授)

田中 智子(京都大学大学院教育学研究科教授)

森 裕城(同志社大学法学部教授)

森 靖夫(同志社大学法学部教授)

滋賀県史研究 創刊号

令和七年(二〇二五年)三月三十一日発行

編集・発行 滋賀県立公文書館

〒五二〇・八五七七

滋賀県大津市京町四丁目一・二